

平成28年度 第6回市川市教育振興審議会

平成29年1月23日(月)9時30分
市川市教育委員会 会議室

次 第

1 報告

(1) 第5回市川市教育振興審議会の審議の整理について

(2) 適正規模の検討の際に考慮すべき視点「教職員の育成が図られる学校規模」について

2 議事

(1) 適正配置の検討の際に考慮すべき視点について

(2) 適正配置を検討する学校について

3 その他

報告1 第5回市川市教育振興審議会の審議の整理

1 議事(1) 学校の適正規模に関する方針について

(1) 適正規模の検討の際に考慮すべき視点(教職員の育成が図られる学校規模)について

- ・ 教職員の育成という視点では、日常的なコミュニケーションの中で先生方が先輩教員から助言を受けながら育っていく部分が非常に大きく、小学校では学年3学級が良いと思う。そのため、最初の白丸は「研修」ではなく「研修等」の充実として、日常的なコミュニケーションの重要性にも触れられると良い。
- ・ 校外研修に出られるかどうかについては、複数学級あるというよりも後補充の先生がいるかどうかと言うことだと思う。
- ・ 計画的な研修も大切だと思うが、職員が学校の中や学年の中で、一緒に活動に取り組んだり、指導の内容を相談したりするといった日常的な部分が学校現場では多い。このため、「研修」を「研修等」として、大切にしていってほしいと思う。

2 議事(2) 学校の適正配置に関する方針について

(1) 「適正配置に関する方針策定の基本的な考え方」の方向性の検討について

① 適正配置を進める上での小学校・中学校の考え方、及び中学校区のあり方について

- ・ 中学校は頑張ってもらわないといけないが、小学校は地域の特徴によって適正化をしなくても良い場合があるのではないかという印象はある。
- ・ 小規模校は「切磋琢磨」や「競争」とは少し離れているが、また違った感性等が育つと思う。だから、小学校に関しては特性を生かして、小規模校になっても残していけたら良いと思う。
- ・ 小学校はコミュニティや学校の特色、特性を生かした形で考え、中学校はある程度適正化を図っていくという考え方で理解をしていきたい。
- ・ 小学校と中学校の適正配置の考え方は、違っていた方が実態にも即していると思う。
- ・ 小さな学校はとても魅力的だが、小規模の学校と少人数指導とは違っている。クラス替えも出来るが1クラスに十何人ぐらいがいるというのが理想のイメージだ。1学年1学級のような学校を残すのであれば、教育委員会なり地域なりでサポートをして、小さいとどうしても立ち行かない部分を底上げしてあげる手立てを講じることが条件になってくる。小さな学校を残すということは、その地域の子どもたちも、色々な意見の中で育っていく環境を保障して、他の地域の子どもたちに比べて身に付かない部分が出てきてはいけないと思う。
- ・ 小学校については柔軟に、中学校については適正化を図っていく、但し小学校の小規模校についてはサポートが必要だということで進めたい。

② 適正配置の検討を進める地域の単位について

- ・ 適正配置の検討を進める地域単位として、3段階に分けて考えていく。最初の段階が中学校ブロック、次が拡大ブロック、そして隣接する拡大ブロックで検討を進めていく。
- ・ 拡大ブロックの中学校が一緒になることに関しては、抵抗感はない。町名のことを考えると分断しないので良いと思う。
- ・ 拡大ブロックの設定については、地域性などが考慮されていて違和感はない。
- ・ 現実的には中学校区と小学校区が揃っていない学校がたくさんあるので、こういうことに留意しなければならないということを羅列して書いていく方向が良い。
- ・ 小学校から別々の中学校になっても、隣の中学校同士ぐらいの分かれ方で、全く雰囲気の違いに進むということではないので、9年間を掛けて育てるという視点で考えるにしても、中学校ブロックや拡大ブロックはそれほど分断されてしまうイメージはない。

《コミュニティ・スクールについて》

- ・ 中学校単位でコミュニティ・スクールにすると、1中学校、2小学校でもひとつの体制で9年間の子どもを育てることができる。市川市のように小学校区と中学校区が多く、学校で揃っていない中では、学区を全て見直すことは現実的ではないので、コミュニティ・スクールの導入については知恵が必要だ。
- ・ 小学校区と中学校区が揃っていない中学校ブロックでは、保護者はどちらのコミュニティ・スクールに関われば良いのか。そういう課題は出てくると思う。
- ・ 地域としては、あまり「ブロックだから」と考えない感覚はある。コミュニティ・スクールでは、地域の人間として少し意見が言えると思う。
- ・ コミュニティ・スクールを進めていくにあたって、学区がまたがっている小学校では、どのようにして9年間の成長を見守っていくかと言うことが、ひとつの課題として出てくると思う。
- ・ 小学校区が現時点においては分断されていると言う現状があるので、このことを配慮していくこと、そして市の総合管理計画と整合を図りながら地域の中で解決を図っていくこと、コミュニティ・スクールの進捗を見ながら検討をしていくことを共通理解したい。

(2) 適正配置の検討の際に考慮すべき視点について

① 小中学校の連続性の視点

- ・ 小中一貫教育を行なう義務教育学校は、適正配置を進めていく上でのひとつの選択肢になってくると思う。
- ・ 義務教育学校の学校規模はあまり大きくなく、2クラス程度が良いのではないかという意見もある。通常の中学校に必要な免許数を揃えるには、1学級ではなかなか難しい。小中一貫教育を進めるためには教職員配置の問題が結構大きいと思う。
- ・ 義務教育学校は、ふたつの意味で市川市内にたくさん出来ると言うのは想定できない。ひとつは、規模が小さいと後期課程の教職員が前期課程に入る教科が限られて、あまり具体化できないだろうということ、もうひとつは、小学校区が分断されている中学校区が多いために、場所を設定することが難しいということだ。緩やかな小中の連携という形が現実的だと思う。
- ・ 学校規模や設置状況を勘案していくと、いくつも出来るものではないと思う。しかし、南側に塩浜学園があるので、今後は北側ということもあるのかも知

れない。また、義務教育学校を経験した先生が、どこに異動していくかということも重要な視点だと思う。

- ・ 塩浜が特別な地域だったと言うことはあると思うが、こういう学校が北にあっても良いと思う。やはり統廃合などを考えなくてはならないときには、地域によっては選択肢の一つではあると思う。学校規模が小さくなって1クラスだけになってしまうと課題が生じてくるので、手厚く対処してもらえるのだと思うが、親の立場としてはちょっと心配なところもある。
- ・ 基本的には小中連続性の視点の中でも、同じ学年に複数学級は維持していきたいと思う。
- ・ 長期的に見ると「此处と此处」といった感じの部分もあるので、塩浜学園での成果を見極めつつ、適正配置の際には義務教育学校への変換も検討しながら進める、といった感じになると思う。

報告2 適正規模の検討の際に考慮すべき視点「教職員の育成が図られる学校規模」について

1 教職員の育成が図られる学校規模

○ 校内での研修等の充実が図られる学校規模

- ・ 「教員は学校で育つ」ものであり、学校内において同僚の教員とともに活動に取り組んだり、指導について相談したりするなど、日常的なOJTやコミュニケーションを通じて学び合う環境が大切である。また、校内において行われる校内研修及び園内研修の充実も重要であり、授業研究をはじめとした研修を組織的・継続的に実施できる学校規模が必要である。
- ・ そのためには、小学校では同学年に複数学級あることが必要であり、12学級以上が求められる。また日常的なコミュニケーションを通じて多様な考え方や技術を学ぶ観点からは、同学年に複数学級以上あることが望まれる。中学校では、同じ教科に複数の教員がいることが必要であるが、12学級の場合は19人の職員が配置され、全教科に複数の教員を配置することができる。これらのことから、12学級以上18学級以下は、校内研修を円滑に実施できる規模であると考えられる。

○ 校外研修への参加に適切に対応できる学校規模

- ・ 教員の資質能力を向上させるためには、法定研修のほか、各教育委員会が経験年数や職能、専門教科ごとに計画・実施する各種の研修への参加が重要である。このため、校外における研修参加に組織的に対応し、教職員が安心して且つ積極的に校外研修に参加できる学校規模が必要である。
- ・ そのためには、校外研修参加教職員の不在時の対応が適切に図られる体制が必要であり、不在教員の代わりに指導を行う教員がいることが重要である。このため小学校では、専任の教務主任がいることが求められるが、13学級以上の場合それが可能となる。また中学校では、同じ教科に複数の教員がいることが求められる。これらのことから、12学級以上18学級以下は、校外研修への参加に適切に対応できる規模であると考えられる。

議事 1 適正配置の検討の際に考慮すべき視点について

1 地域コミュニティの視点【補助資料 1・2 参照】

【これまでの審議会での意見】

- 適正配置は、地域コミュニティとの関わりを十分に考慮して検討する。
- 適正配置は、コミュニティ・スクールのあり方も踏まえて検討する。

○ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（一部抜粋）

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

- ・ 小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。
- ・ このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

2 通学条件の視点【補助資料 3・4 参照】

○ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き《一部抜粋》

【学校の適正配置】

- ・ 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

【通学距離による考え方】

- ・ 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

【通学時間による考え方】

- ・ 適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね 1 時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

3 学校施設の視点

【これまでの審議会での意見】

- 適正配置は、少子化に伴って増加が予想される余剰教室の対応を含めて検討する。
- 適正規模とならない学校の対応については、統廃合や、複合化、学区の見直し等の判断の視点を明確にして、検討を進める。また、複合化と学区の見直し等、複数の選択肢をあわせた場合も考慮して検討する。

議事 2 適正配置を検討する学校について

1 適正配置を検討する学校の選定について

(1) 選定の対象とする推計年度

- 適正規模とならない学校は平成 42 年度の推計値により選定することとします。
 - ・ これまでの審議では、適正配置に関する方針策定の基本的な考え方として、「適正配置は、15 年先、30 年先の児童生徒数を見据えて、検討を進める」こととしています。このため以下の理由から、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」は、平成 42 年度（15 年先）までの方向性を示すものとして策定し、適正規模とならない学校は平成 42 年度の推計値により選定することとします。

【理由】

《教育面》

- ・ 学校の適正規模については、規模によって生じる課題、小規模校のメリット、これからの教育の方向性、教職員の体制（教職員の育成を含む）の視点から検討しており、将来的にも適正規模とならない学校については、より良い教育条件を保障する観点から課題が生じることが予想され、速やかな対応が求められます。このため、30 年先を見据えつつ、15 年先の平成 42 年までの対応を具体的に進めていく必要があります。

《施設面》

- ・ 市川市公共施設白書では、施設の建替え・改修に掛かるコスト試算の前提として、建築後 30 年で大規模改修を行うこととしています。また、文部科学省作成の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」では、学校施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリート造の場合、おおむね 42 年と言っています。このことから、およそ 8 割が築 30 年を経過する学校施設においては、15 年先の平成 42 年までに具体的な対応を進めていく必要があります。

《市川市公共施設等総合管理計画》

- ・ 市川市公共施設等総合管理計画は、今後 30 年間を見据えながら、喫緊の課題となっている大規模改修への実行力ある対応を最優先事項として、計画期間を 15 年間（平成 42 年度まで）としています。「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」は、市川市公共施設等総合管理計画の学校施設に係る個別計画と位置づけていることから、整合を図っていく必要があります。

(2) 児童生徒数及び学級数の推計【補助資料5参照】

① 学区内の学齢児童生徒数を基本とした推計

- 学区内の学齢児童生徒数については、平成27年の住民基本台帳に基づく人口推計を活用し、7歳から12歳までを小学生、13歳から15歳までを中学生として、学区内に住所のある人数を合算して、学区内の学齢児童生徒数を推計しています。学区内の学齢児童生徒が全て当該学区の指定学校に入学した場合の児童生徒数及び学級数を算出しています。

② 入学者割合を反映した推計

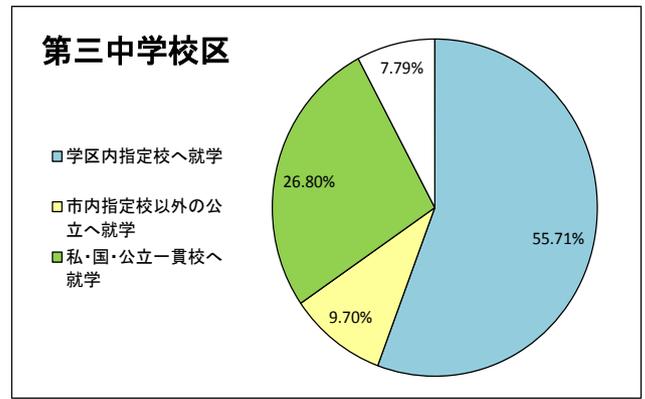
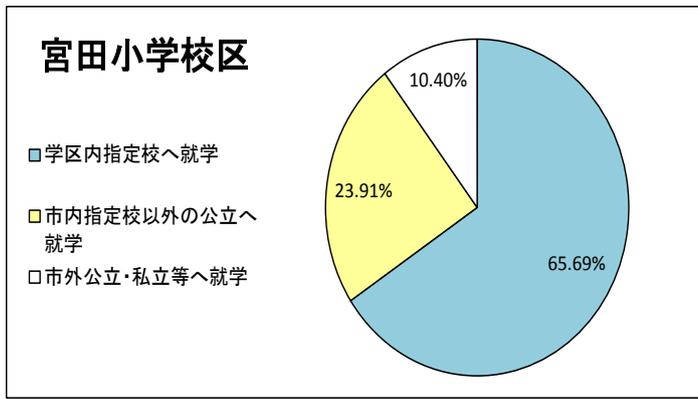
- 学区内の学齢児童生徒については、図1のように、小中学校ともに、私立学校への入学や転居、指定学校の変更等によって、全てが当該学区の指定学校に入学しているわけではありません。
- また、同じく指定学校の変更によって他学区から入学してくる場合もあり、実際の児童生徒数及び学級数は、「学区内の学齢児童生徒数を基本とした推計」とは異なってきます。また、その割合は学校によって、また地域によって異なる状況にあります。このことから、以下のア～キの項目について、それぞれの割合を平成23年度から28年度までの実績を基に算出し、児童生徒数及び学級数の推計に反映させました。なお割合は、学区内の学齢児童生徒数に対する比率としています。

- ア 学区内の学齢児童生徒のうち、当該学区の指定校に入学する割合
- イ 指定校変更をして他学区から入学する児童生徒のうち、通学経路や通学距離などの通学条件を理由としている割合
- ウ 指定校変更をして他学区から入学する児童生徒のうち、通学条件以外を理由としている割合
- エ 指定校変更をして他学区の学校へ入学する児童生徒のうち、通学条件以外を理由としている割合
- オ 指定校変更をして他学区の学校へ入学する児童生徒のうち、通学経路や通学距離などの通学条件を理由としている割合
- カ 私立・国立・公立中高一貫校へ入学する割合（※平成28年度の実績）
- キ 市外の公立学校等へ入学する割合（小学校についてはカ・キを合算）

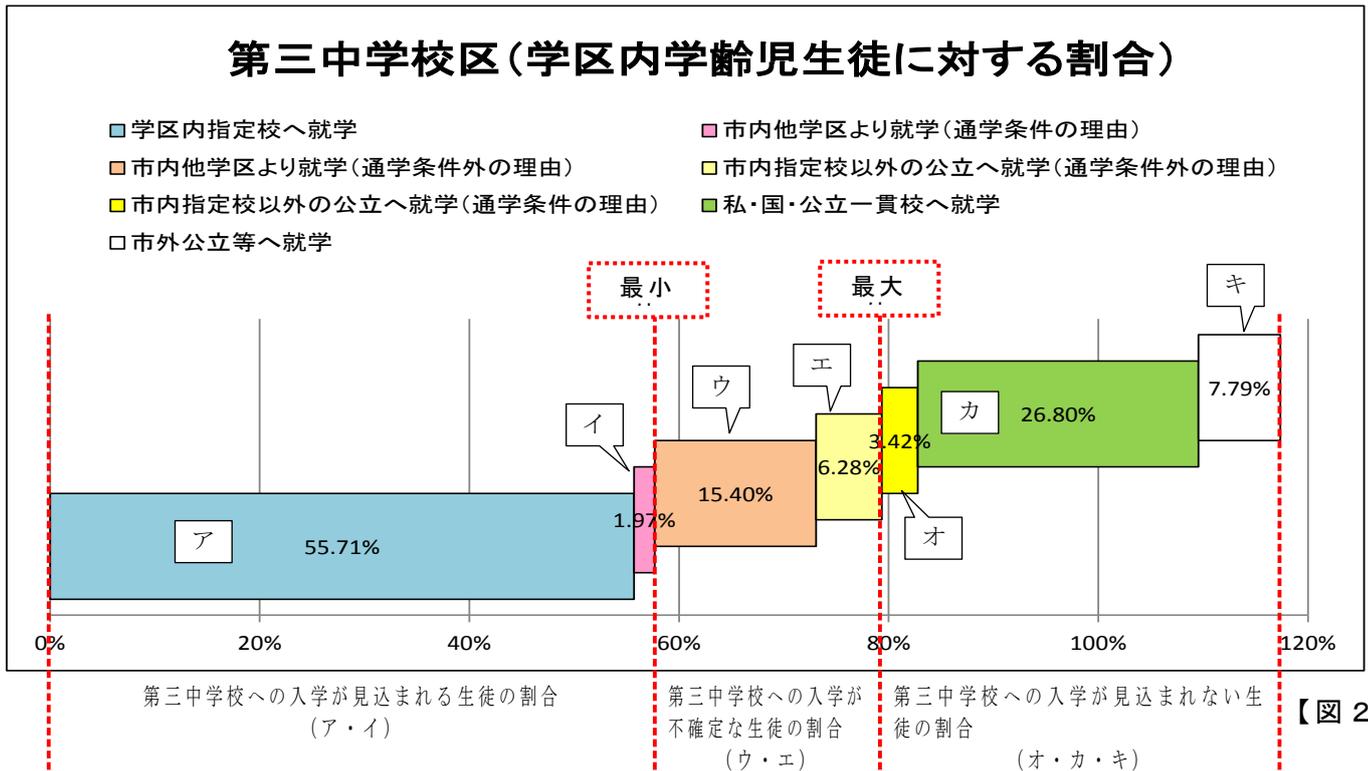
③ 入学者割合の最小値と最大値【補助資料6参照】

《図2》

- 「入学者割合を反映した推計」のうち、「イ」については通学条件を理由として他学区から入学していることから、アとイを合算した割合をほぼ確実に入学が見込まれる割合として、最小値としました。
- ウとエについては、指定校変更の理由が通学条件でなく、入学が不確定であることから、最小値にウとエを合算した割合を入学の可能性のある割合として、最大値としました。実際の入学者の割合は、最小値と最大値の間で推移するものと考えられます。
- 「オ」については、他学区への指定校変更の理由が通学条件であることから、「カ」の私立等及び「キ」の市外等と合わせて、入学が見込まれない割合としました。



【図 1】



【図 2】

(3) 適正配置を検討する学校の選定【表 1・2、図 3 参照】

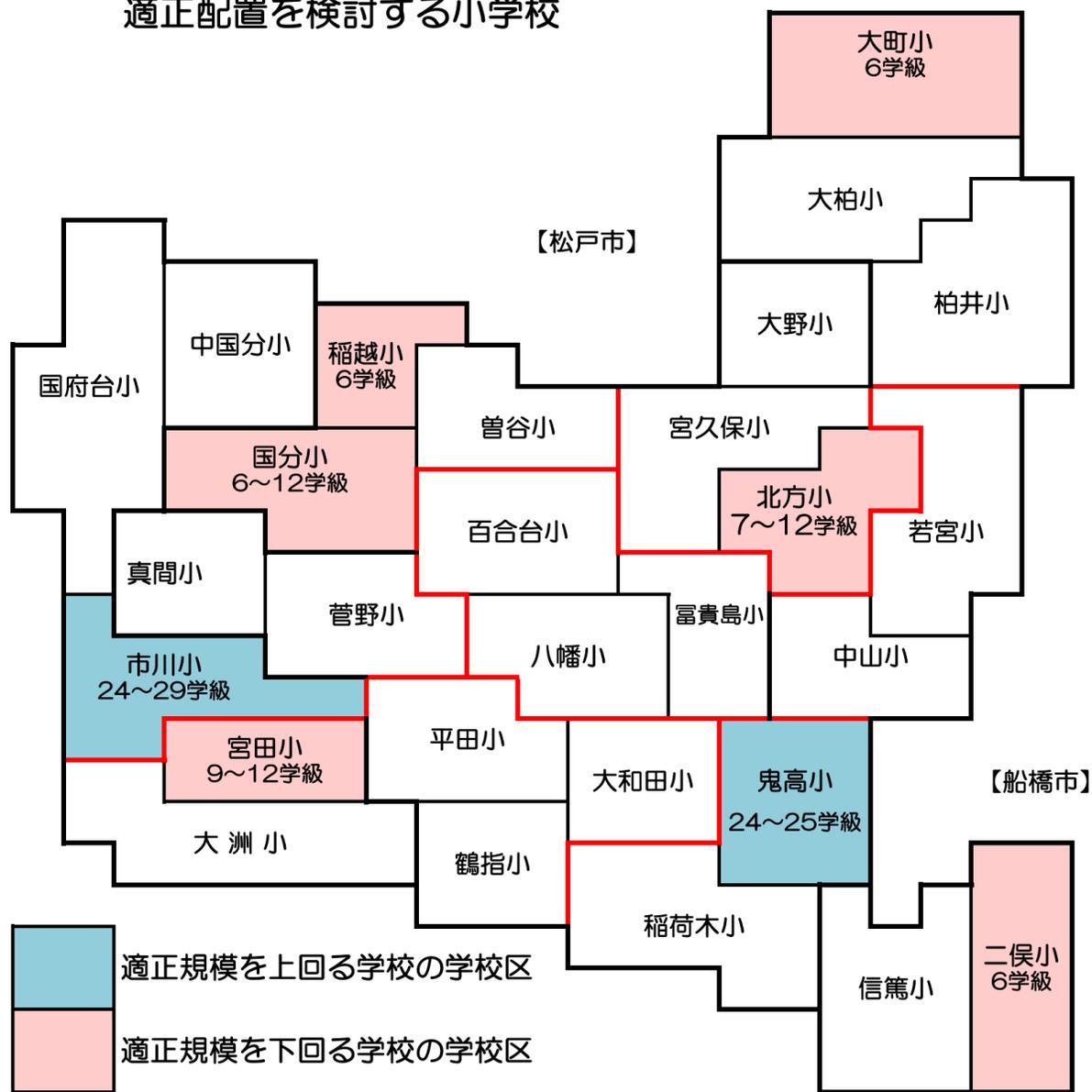
- ・ 児童生徒数及び学級数の学校毎の推計を基に、平成 42 年度において適正規模を下回る学校、及び上回る学校を、「学区内の学齢児童生徒数を基本とした推計」及び「入学者割合の最小値」「入学者割合の最大値」を基に選定し、それぞれの状況を踏まえて分類しました。
- ・ 適正規模を上回る学校については、指定校変更をして他学区から入学する児童生徒のうち、通学条件以外を理由としている入学を制限した場合の最大値も算定し、分類の基準としました。

2 適正配置を検討する学校の対応の方向性について【表 1・2、図 3 参照】

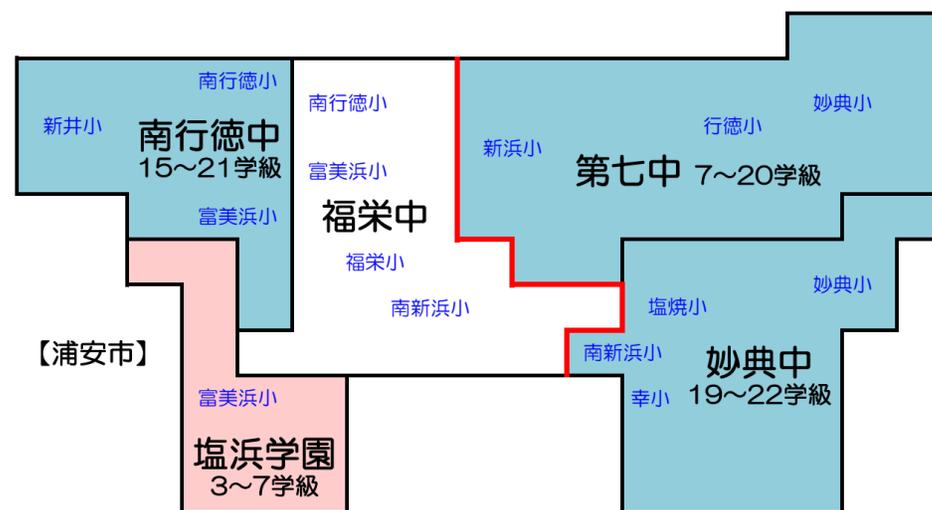
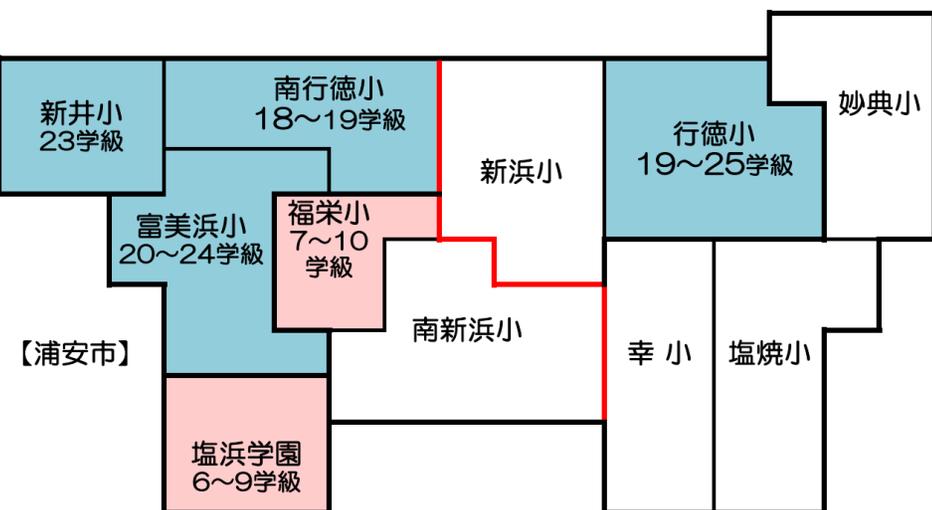
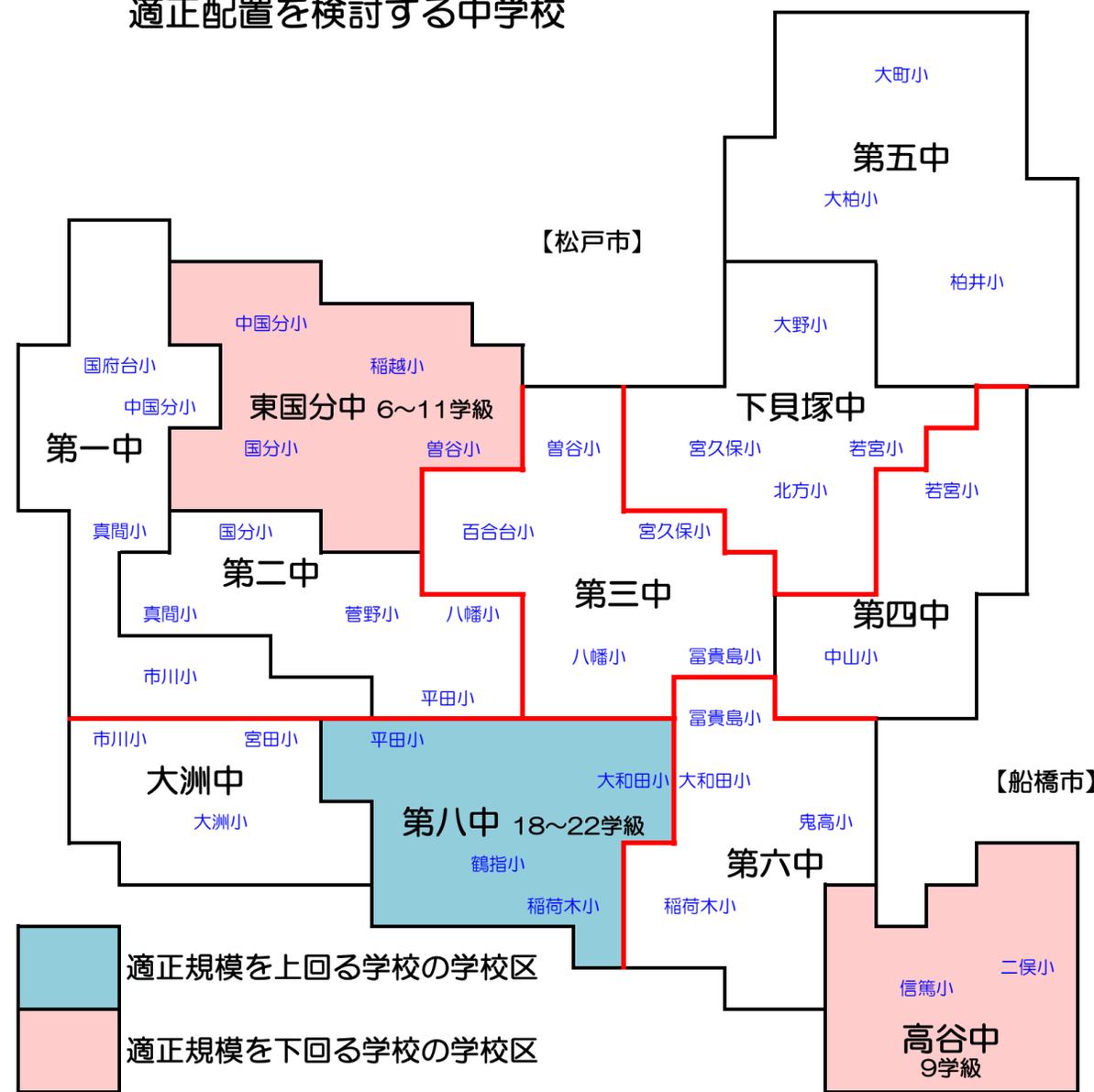
- 適正配置を検討する学校の対応については、その方向性を「学校の状況」の分類ごとに整理しました。
- これまでの審議では、適正配置に関する方針策定の基本的な考え方として、「適正配置は、小学校と中学校、それぞれについての考え方を整理して、検討を進める」こととしており、「小学校については柔軟に対応する」こととなっています。このため、学校の状況が同じ分類であっても、小中学校では対応の方向性が異なる場合があります。

【図3】

適正配置を検討する小学校



適正配置を検討する中学校



適正規模とならない学校の対応について【小学校】

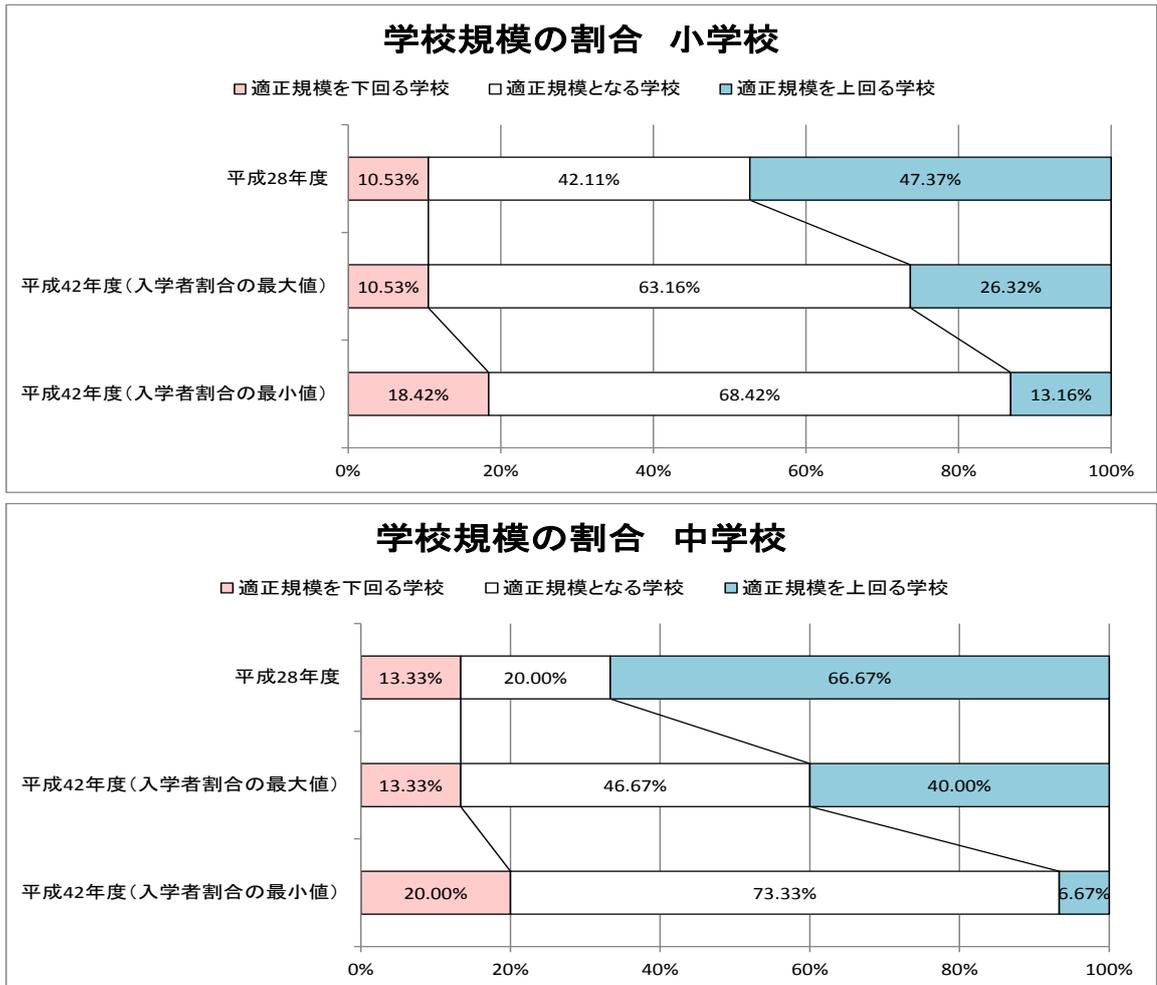
【表1】

| | 学区内の 学齢児童数 | 指定校変更等による | | 他学区からの就学を制限 (通学条件以外の理由) | 学校の状況 | 学校 | 検討の方向性 | | |
|-----------------|---------------|------------|------------|----------------------------|---|--|--|--|---|
| | | 最大値 | 最小値 | | | | 適正配置の検討 | 指定校変更運用の見直しの検討 | その他の検討 |
| ↑ 適正規模を下回る学校 | 下回る (▼) | 下回る (▼) | 下回る (▼) | | ・学区内の学齢児童数が少なく、指定校変更等による他学区からの就学を含めても適正規模を下回る学校 | ○二俣小学校 (単学級) ○大町小学校 (単学級) ○稲越小学校 (単学級) ○福栄小学校 | ・学校統合(同校種・異校種)や通学区域の見直し等を中心に、適正配置の検討を進める。 ・全学年が単学級となる学校は、速やかな対応を進める。 | | ・学校を存続させる場合は、学校規模が小さいことによって生じる課題の解決策を併せて検討する。 |
| | 適正 (ー) | 適正 (ー) | 下回る (▼) | | ・学区内の学齢児童数は少ないが、指定校変更等による他学区への就学状況によっては適正規模を下回る学校 | ○国分小学校 ○宮田小学校 ○北方小学校 | ・適正配置と指定校変更運用見直しの適否を検討する。 ・適正配置を検討する場合は、通学区域の見直し等を中心に進める。 ・指定校変更運用の見直しを検討する場合は、学校の特色化を図る方策も合わせて検討する。 | | ・学校を存続させる場合は、学校規模が小さいことによって生じる課題の解決策を併せて検討する。 |
| 適正規模 (12~18 学級) | | | | | | | | | |
| ↑ 適正規模を上回る学校 | 適正 (ー) | 上回る (△) | 適正 (ー) | 適正 (ー) | ・学区内の学齢児童数は多くないが、指定校変更等による他学区からの就学状況によっては適正規模を上回る。しかし、通学条件以外の理由による他学区からの就学を制限した場合は適正規模となる学校 | ○八幡小学校 ○塩焼小学校 ○大和田小学校 | | ・指定校変更運用の見直しを中心に、適正規模維持の検討を進める。 ・検討は中学校ブロックまたは拡大ブロック全体で進める。 ・適正配置の対象とはしない。 | |
| | 上回る (△) | 上回る (△) | 適正 (ー) | 適正 (ー) | ・学区内の学齢児童数は多いが、通学条件以外の理由による他学区からの就学を制限した場合は適正規模となる学校 | ○新浜小学校 | | ・指定校変更運用の見直しを中心に、適正規模維持の検討を進める。 ・検討は中学校ブロックまたは拡大ブロック全体で進める。 ・適正配置の対象とはしない。 | |
| | 上回る (△) | 上回る (△) | 適正 (ー) | 上回る (△) | ・学区内の学齢児童数が多く、通学条件以外の理由による他学区からの就学を制限した場合でも適正規模を上回るが、指定校変更等による他学区への就学状況によっては適正規模となる学校 | ○南行徳小学校 | ・適正配置と指定校変更運用見直しの適否を検討する。 ・適正配置を検討する場合は、通学区域の見直し等を中心に進める。 ・指定校変更運用の見直しを検討する場合は、中学校ブロックまたは拡大ブロック全体で進める。 | | ・現状を維持させる場合は、学校規模が大きいことによって生じる課題の解決策を併せて検討する。 |
| | 上回る (△) | 上回る (△) | 上回る (△) | | ・学区内の学齢児童数が多く、指定校変更等による他学区への就学を除いても適正規模を上回る学校 | ○市川小学校 ○鬼高小学校 ○行徳小学校 ○富美浜小学 ○新井小学校 | ・通学区域の見直し等を中心に適正配置の検討を進める。 | | ・現状を維持させる場合は、学校規模が大きいことによって生じる課題の解決策を併せて検討する。 |

| | 学区内の 学齢生徒数 | 指定校変更等による | | 他学区からの就学を制限 (通学条件以外の理由) | 学校の状況 | 学校 | 検討の方向性 | | |
|-----------------|---------------|-----------|--------|----------------------------|---|-----------------------------|--|---|---|
| | | 最大値 | 最小値 | | | | 適正配置の検討 | 指定校変更運用の見直しの検討 | その他の検討 |
| ↑ 適正規模を下回る学校 | 適正(ー) | 下回る(▼) | 下回る(▼) | / | ・学区内の学齢生徒数は少ないが、通学条件を理由とする他学区への就学や、私立等への就学を除くと、指定校変更等による他学区からの就学を含めても適正規模を下回る学校 | ○高谷中学校 ○東国分中学校 | ・学校統合(同校種・異校種)や通学区域の見直し等を中心に、適正配置の検討を進める。 ・全学年が単学級となる学校は、速やかな対応を進める。 | | |
| | 上回る(△) | 適正(ー) | 下回る(▼) | / | ・学区内の学齢生徒数は多いが、通学条件を理由とする他学区への就学や、私立等への就学を除くと適正規模となる。しかし、指定校変更等による他学区への就学状況によっては適正規模を下回る学校 | ○大洲中学校 | | ・指定校変更運用の見直しを中心に、適正規模維持の検討を進める。 ・学校の特色化を図る方策も合わせて検討する。 ・適正配置の対象とはしない。 | |
| 適正規模(12~18学級) | | | | | | | | | |
| ↑ 適正規模を上回る学校 | 上回る(△) | 適正(ー) | 適正(ー) | / | ・学区内の学齢生徒数は多いが、通学条件を理由とする他学区への就学や、私立等への就学を除くと適正規模となる学校 | ○第二中学校 ○第六中学校 ○下貝塚中学校 | | | ・適正配置の対象としない。 |
| | 適正(ー) | 上回る(△) | 適正(ー) | 適正(ー) | ・学区内の学齢生徒数は多くないが、指定校変更等による他学区からの就学状況によっては適正規模を上回る。しかし、通学条件以外の理由による他学区からの就学を制限した場合は適正規模となる学校 | ○福栄中学校 | | ・指定校変更運用の見直しを中心に、適正規模維持の検討を進める。 ・検討は拡大ブロック全体で進める。 ・適正配置の対象とはしない。 | |
| | 上回る(△) | 上回る(△) | 適正(ー) | 適正(ー) | ・学区内の学齢生徒数は多いが、通学条件以外の理由による他学区からの就学を制限した場合は適正規模となる学校 | ○第三中学校 | | ・指定校変更運用の見直しを中心に、適正規模維持の検討を進める。 ・検討は拡大ブロック全体で進める。 ・適正配置の対象とはしない。 | |
| | 上回る(△) | 上回る(△) | 適正(ー) | 上回る(△) | ・学区内の学齢生徒数が多く、通学条件以外の理由による他学区からの就学を制限した場合でも適正規模を上回るが、指定校変更等による他学区への就学状況によっては適正規模となる学校 | ○第七中学校 ○第八中学校 ○南行徳中学校 | ・適正配置と指定校変更運用見直しの適否を検討する。 ・適正配置を検討する場合は、通学区域の見直し等を中心に進める。 ・指定校変更運用の見直しを検討する場合は、拡大ブロック全体で進める。 | ・現状を維持させる場合は、学校規模が大きいことによって生じる課題の解決策を併せて検討する。 | |
| ↓ | 上回る(△) | 上回る(△) | 上回る(△) | / | ・学区内の学齢生徒数が多く、指定校変更等による他学区への就学や私立等への就学を除いても適正規模を上回る学校 | ○妙典中学校 | ・通学区域の見直し等を中心に適正配置の検討を進める。 | | ・現状を維持させる場合は、学校規模が大きいことによって生じる課題の解決策を併せて検討する。 |

3 適正規模となる学校の対応の方向性について

- 適正規模となる学校については、基本的に適正配置の検討は行わないこととします。但し、中学校ブロック内、または拡大ブロック内に適正規模とならない学校がある場合は、必要に応じて適正配置の検討に加えていくこととします。
- ・ 本市は、少子化の進展によって適正規模を下回る学校が顕著になるというより、図4のように、現在適正規模を上回る多くの学校が適正規模となり、学校規模が大きいことによって生じる課題の解消が図られ、より良い教育条件の保障が期待できる状況にあります。このことから、適正規模となる学校については、適正配置の検討は基本的に行わないこととします。



【図4】

- 適正規模となる学校についても、児童生徒数の減少によって今後余剰教室が生じてくることを見込まれます。このことから、減築や複合化、多機能化等により、施設規模の適正化を図っていく必要があります。学校の適正配置に加えて施設規模の適正化を図っていくことにより、市川市公共施設等総合管理計画が示す「将来のあり方」の具現化を進めていきます。

第6回市川市教育振興審議会 議事補助資料

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 資料1 | 市川市が目指すコミュニティ・スクール | 1 |
| 資料2 | 地域と連携した学校の活動状況に関する実態調査 | 3 |
| 資料3 | 通学条件 | 4 |

資料1 市川市が目指すコミュニティ・スクール

1 学校運営協議会（平成16年に制度化）

（1）概要

- ・コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置している学校を指します
- ・学校運営協議会は、保護者や地域の方が、一定の権限を持って、学校運営に参画する仕組みです。
- ・学校運営協議会によって、家庭・学校・地域が一体となってより良い教育環境の実現に取り組むことができます。



市川市では、主な役割として次の4つがあります。

- ・校長の作成する学校運営の基本方針を承認する（必須）
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意）
- ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べるができること（任意）
- ・学校関係者評価を行なう（必須）

学校の中であって、学校運営を支える、学校の応援団

（2）委員



【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（一部抜粋）】

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 指定学校に係る地域住民
- (2) 指定学校に係る保護者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 指定学校の校長
- (5) 指定学校の教職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

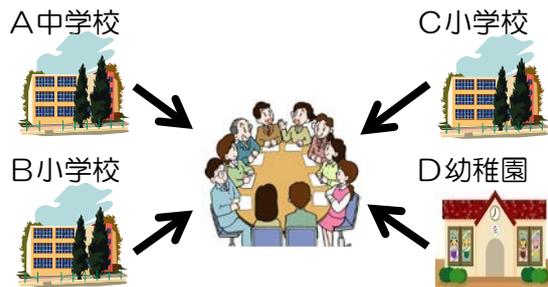
（3）運営

各幼稚園・学校で開催



15名以内の学校運営協議会委員で協議や意見交換を行う

中学校ブロック単位で開催



4つの幼稚園・学校が集まり協議や意見交換を行う。

会議には委員以外の方も出席できます

2 市川市の方針

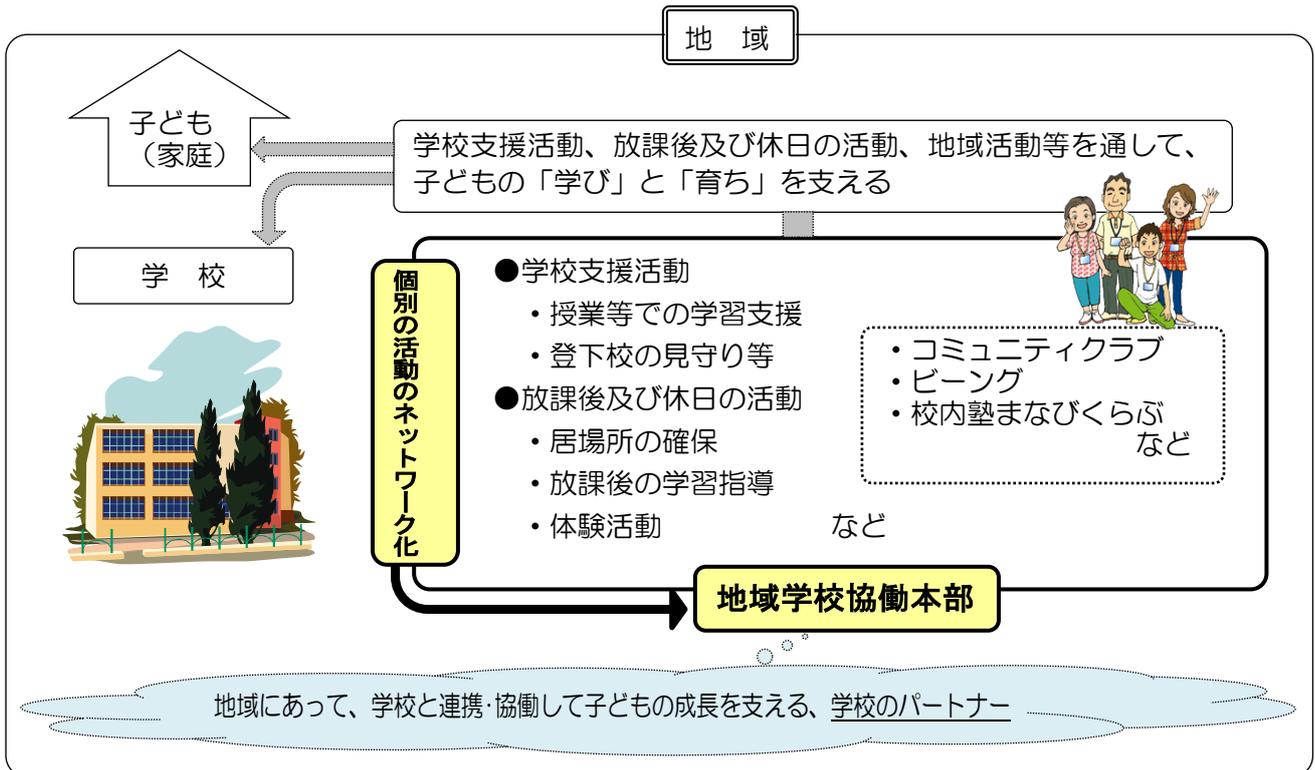
○ 平成 33 年度を目途として

- ・ 学校運営協議会を、全ての公立幼稚園・学校に設置します。
- ・ 地域学校協働本部を中学校ブロック単位で整備します。

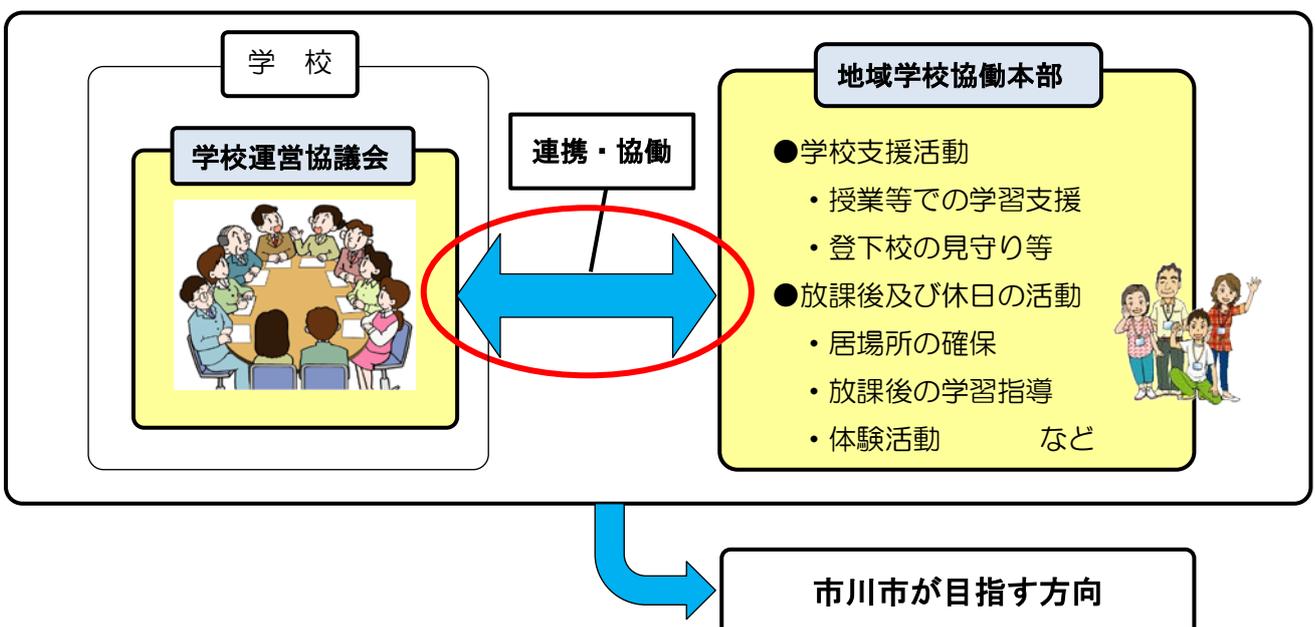
3 地域学校協働本部

(1) 概要

○ 地域学校協働本部とは、社会教育のフィールドにおいて地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイメージされるものです



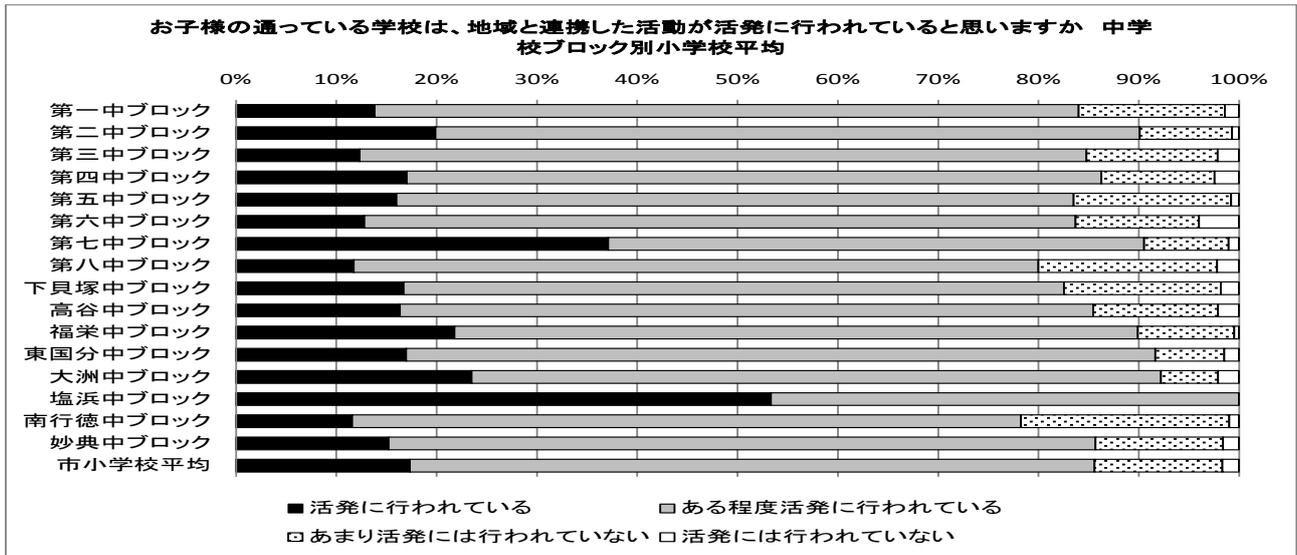
(2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働



資料2 地域と連携した学校の活動状況に関する実態調査

＜市立小・中学校の小学校5年生・中学校2年生の保護者が回答（平成27年度）＞

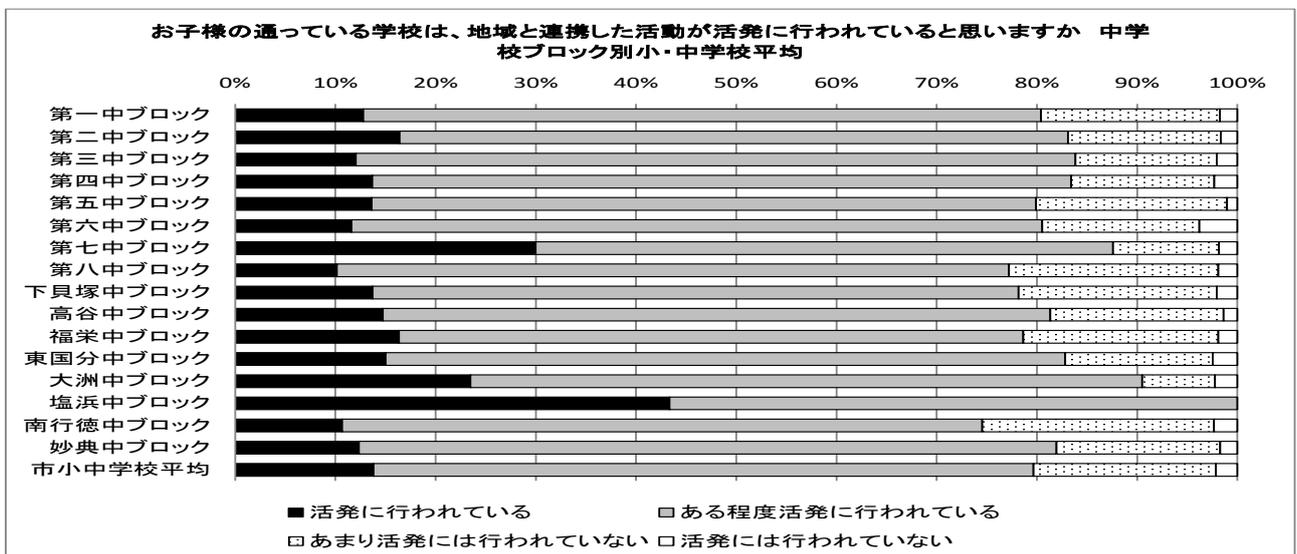
1 小学校の結果（中学校ブロック別の平均）



2 中学校の結果



3 小・中学校の結果（中学校ブロック別の平均）



資料3 通学条件

1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き《一部抜粋》

○ 学校の適正配置

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

(1) 通学距離による考え方

- ・ 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。
- ・ 徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、そのほとんどが小学校で4 km以内、中学校で6 km以内又はそれ以下の距離を基準として定めており、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車で異なる基準を設けているところもあります。
- ・ なお、小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められませんでした。
- ・ これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

(2) 通学時間による考え方

- ・ 他方、児童生徒の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えています。上述した、公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4 km、6 kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4 km、中学校で6 kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあります。
- ・ このため、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ、統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっていました。
- ・ 交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少したりすることに伴

い、体力の低下や家庭学習の時間の減少といった様々な課題も生じ得るところですが、全国的には創意工夫を生かしてこうした課題の解消を図っている事例も存在します。例えば、スクールバスの乗車時間を有効活用する観点から、音声教材の活用や図書館司書等の同乗による朗読活動を行うなどの工夫をしたり、校門から一定の距離でスクールバスから降車させ、歩数を確保する取組を行っている学校もあります。

- さらに、学校での体力づくり活動の充実や、遊具・運動場の環境整備等といった対策を行っている学校、児童生徒の疲労等に配慮し、長時間バスに乗った状態から学校での活動に入るために心身の状態を円滑に切り替えていく観点から、学校に到着した後、軽い運動を行う時間を設けている学校もあります。
- 以上のようなことを総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。
- なお、特に小学校の場合、通学距離や通学時間を検討する上では、低学年の児童と高学年の児童との体力の違いも考慮に入れる必要があります。地域の実情や児童生徒の実態に応じて適当と判断される場合には、例えば、低学年については分校に通わせ、高学年になったら本校に通わせるといったことも一つの対応策として考えられます。

2 拡大ブロック内の距離の状況

